

## 書類審査に係る質問の回答書

件名：令和8年度 BI ツールを活用した地域公共交通施策の効果検証業務委託

No.	質問	回答
1	一部業務を別の会社に委託する場合において、当該委託先となる会社は、共同提案者という位置付けにはならない、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、貴社等の判断により共同提案者として参加させる場合は、参加意向申出書（共同提案）（様式1-2）を業務の委託先である会社に提出いただく必要があります。
2	一部業務を別の会社に委託する場合において、応募者の資格ウ、エ、オ、カは、委託元又は委託先の会社のいずれかが有していればよいのでしょうか。それとも、委託元が当該参加資格の条件をすべて満たしている必要があるのでしょうか。	応募者の資格ウ、エ、オ、カについては、参加意向申出書（様式1-1及び様式1-2）に記載する提案者及び共同提案者に満たしていただく必要のある要件です。 （提案者及び共同提案者のいずれもが、全ての条件を個別に満たす必要はありません。） そのため、一部業務の委託先となる会社が当該要件を満たしている場合であっても、委託元（提案者又は共同提案者）により要件が満たされていない場合は、応募資格を有するものとは認められません。